



今後の展望及びスケジュールについて

今後の新興感染症対策について

- ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられて以降、県では、県予防計画※¹や県行動計画※²を改定し、当時の成果や課題等をふまえ、今後の対策をとりまとめた。
- ・新興感染症発生時には、全庁を挙げて対策に取り組むことが重要であることから、これらの計画等をふまえ、県として万全な体制を構築することを目的に、対応マニュアルを策定するとともに、訓練等にて習熟を図ることとしたい。

※1：三重県感染症予防計画 ※2：三重県新型インフルエンザ等対策行動計画

新興感染症対応マニュアル（仮称）

- ・上記計画には、施策や発生時に想定される対応の要旨のみが記載されている。
- ・新興感染症発生時に、即座に対応できるよう、初動体制に関するマニュアルが必要である。
- ・特に医療以外の分野や、多部局にて取り組むべき課題については、その対応の方法について、具体的な整理が乏しい。
- ・このため、県行動計画等を補完し、新興感染症発生において必要となる対策の内容や対応手順等をより具体的にまとめたマニュアルを作成する。

<進め方>

- ・県行動計画の策定にあたり実施した、コロナ当時の各部局における取組も参考に、各部局に対応を依頼。
 - ・各部局において、コロナ当時やその後の取組、法改正等をふまえつつ、対応マニュアルを作成する。
 - ・医療保健部（感染症対策課）は、各部局のマニュアル作成にあたり、具体的な進め方や雛形の検討、当時の対策本部資料等を基にした助言、部局間調整等を行うことで、全庁的な作成支援を実施する。
- ※県行動計画に合わせた期間軸で整理。

各種計画をふまえた対策

- ・医療等従事者や保健所等職員向けの研修・訓練については、引き続き取り組みを進めていく。
- ・加えて、全庁的な初動体制等の構築については、具体的な取り組みが実施できていない。
- ・このため、以下のような訓練を定期的開催するとともに、必要な体制整備を実施していきたい。

<訓練>

- ・内閣感染症危機管理統括庁が主催する訓練に連動する形で、県初動対応訓練を実施する。
- ・具体的には、国内外の情勢や県内の発生動向をふまえた訓練を実施する。（本部会議の開催訓練や報道発表訓練を想定。各部局は、設定された状況をもとに、必要な対応を検討・報告する。）

<体制整備>

- ・新興感染症発生時は、医療提供体制の整備やまん延防止対策等、早期から相当の人員を要する。また、発生動向や病原体の性状によっては、長期化も見込まれる。
- ・迅速に本部体制を構築し、維持できるよう、全庁的な応援体制を構築することとしたい。

新興感染症対応マニュアル（仮称）について

新興感染症対応マニュアル（仮称）作成の目的

「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」とコロナ時の課題

「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」では、以下の13項目を主な対策項目として、網羅的、概念的に記載している。

- ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止
⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬県民生活および県民経済の安定の確保

それぞれの対策項目で、具体的にどのような手順で行動をとるかがわかりづらく、時間軸で捉えにくい。

新型コロナウイルス感染症をふまえ、**まず初動対応が重要**であった。
有事の際に、**県職員等が初動対応時に迅速な行動をとるため**には、具体的な手順を示した「マニュアル（仮称）」が必要である。

当課におけるマニュアル（仮称）のイメージ

新興感染症が発生した際の**初動時**に、県職員等がとるべき作業を再現するための「**手順書**」

マニュアル（仮称）の役割

職員の知識、経験を問わず、誰がやっても同じ対応をとれるようにする

▶▶県職員等が実働時に「マニュアル（仮称）」を活用することで、新たな感染症発生時の対応力向上を図る

「初動対応」の重要性

マニュアル（仮称）における「初動」

- ・今回のマニュアルでは、「初動」=「動き出し」として捉える。
 - ・『県行動計画』を時間軸で表した『三重県版タイムライン』のうち、13の対策項目について「**初動**」に係る対応をピックアップして具現化する。
- ※項目によっては初動時期のずれがあることに注意。

なぜ「初動」か

- ・感染症の特徴や病原性が分からない状態であるため、その特徴に関わらず、まず封じ込めを行う。
- ・対応期になると、感染症の特徴によって、対応が変化し、病原性によって、対応も細分化される。
- ・各対策項目において、封じ込めを行うための具体的な手順を「マニュアル」に落とし込み、有事の際に活用する。

三重県感染症予防計画の中間見直しについて

- ・令和8年度は、医療法の規定に基づき医療計画の改定があり、連動する三重県感染症予防計画についても国の方針に基づき、中間見直しを行う。（国の方針は、今後示される予定）
- ・令和8年度は2～3回、協議会を開催予定。中間見直しにあたり、ご意見・ご協議いただきたい。

医療計画と感染症予防計画の関係性

- ・感染症予防計画で記載が求められている内容については、医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）で記載が求められている内容の多くを包含するものとなっている。

- ・現状の把握
- ・圏域の設定 等

医療計画 (新興感染症発生・ まん延時における医療)

- ・数値目標の設定
- ・協定締結による医療提供体制の確保

感染症予防計画

- ・感染症の予防のための施策
- ・検査の実施体制
- ・保健所の体制